



2024年12月19日

各位

会社名 燦ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 播島 聡  
(コード番号 9628 東証プライム)  
問合せ先 取締役執行役員 横田 善行  
経営企画部長  
(TEL 06-6226-0038)

### 当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、9月2日付けで当社の連結子会社となった株式会社きずなホールディングス（以下、「対象子会社」という。）の取締役（以下、「対象子会社取締役」という。）を処分予定先として、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年1月10日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 9,600株
(3) 処分価額	1株につき 1,173円
(4) 処分価額の総額	11,260,800円
(5) 処分予定先	当社子会社の取締役 4名 9,600株

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本株式報酬制度」という。）を導入しております。

また、当社は、2019年6月25日開催の当社第90期定時株主総会において、本株式報酬制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は320,000株（※1）を上限とすること等につき、ご承認をいただいております。

（※1 当社は2019年10月1日及び2023年10月1日に1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったため、分割に応じて上限の株式数を調整しております）

本株式報酬制度の概要等につきましては以下の通りです。

### 【本株式報酬制度の概要等】

本株式報酬制度は、対象役員が、株価変動のメリットとリスクを共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入しているものです。

本株式報酬制度において、対象役員は、原則として毎年、当社の取締役会決議に基づき、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員の間で、大要、下記本割当契約の概要の記載内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

当社は、2024年7月18日付け「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」及び2024年8月9日付け「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、本株式報酬制度の一環として、2024年度に対象役員を対象に自己株式の処分（41,800株）を行っておりますが、本自己株処分は、2024年9月2日付けで連結子会社となった対象子会社の対象子会社取締役新たに本株式報酬制度を適用するものです。

今回、当社は本株式報酬制度に基づき、対象子会社取締役が対象子会社から支給された金銭報酬債権合計11,260,800円を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式9,600株を割り当てることを決議いたしました。なお、対象子会社取締役に対する金銭報酬債権の額は、取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

## 3. 割当契約の概要

### ① 譲渡制限期間

2025年1月10日（払込期日）から対象子会社取締役が当社子会社の取締役及び執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職する日（ただし、当該退任又は退職の日が2025年8月31日以前の日である場合には、2025年9月1日）までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象子会社取締役は、当該対象子会社取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象子会社取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社子会社の取締役及び執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、対象子会社取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社対象子会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社子会社の取締役又は執行役員その他当社取締役会が定める地位のいずれかにあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象子会社取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象子会社取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する対象子会社の定時株主総会の開催日の前日までに当社子会社の取締役及び執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2025年1月から対象子会社取締役が当社の取締役及び執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を8で除した数に、当該時点において対象子会社取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

### ④ 株式の管理に関する定め

対象子会社取締役は、SMBC日興証券株式会社にて、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い、対象子会社取締役が当社子会社の取締役及び執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2025年1月から当該承認の日を含む月までの月数を8で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において対象子会社取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年12月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,173円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上